

岐阜県緊急時介護人材確保・職場環境復旧等事業費補助金実施要綱

1 事業の目的

介護サービスは、要介護高齢者等やその家族の日常生活の維持にとって必要不可欠なものであるため、新型コロナウイルスの感染等によりサービス提供に必要な職員が不足した場合でもサービスの継続が求められる。

県は、これを踏まえ、介護サービス事業所・介護施設等が、新型コロナウイルスの感染等による緊急時のサービス提供に必要な介護人材等を確保し、職場環境の復旧・改善をするために必要な経費について、支援を行うための補助を実施する。

2 事業内容

対象となる介護サービス事業所・介護施設等が、感染機会を減らしつつ、必要な介護サービスを継続して提供するために必要な経費について支援を行う（アにおいて（ア）及び（イ）を対象とするものを「人材確保・職場環境復旧事業」、同（ウ）を対象とするものを「他事業所応援事業」という。）。

ア 対象となる事業所・施設等

（ア）新型コロナウイルス感染者が発生又は濃厚接触者に対応した介護サービス事業所・施設等（休業要請を受けた事業所・施設等を含む。）

①利用者又は職員に感染者が発生した介護サービス事業所・介護施設等（職員に複数の濃厚接触者が発生し、職員が不足した場合を含む。）（※1～※4）

②濃厚接触者に対応した訪問系サービス事業所（※2）、短期入所系サービス事業所（※3）及び介護施設等（※1）

③岐阜県又は岐阜市から休業要請を受けた通所系サービス事業所（※4）及び短期入所系サービス事業所（※3）

④感染等の疑いがある者に対して一定の要件のもと自費で検査を実施した介護施設等（①及び②の場合を除く。）（※1）

⑤病床ひっ迫等により、やむを得ず施設内療養を行った高齢者施設等（※5）

（イ）新型コロナウイルス感染症の流行に伴い居宅でサービスを提供する通所系サービス事業所（※4）

（ア）①及び③以外の通所系サービス事業所（小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所（通いサービスに限る。）を除く。）であって、当該事業所の職員により、居宅で生活している利用者に対して、利用者からの連絡を受ける体制を整えた上で、居宅を訪問し、個別サービス計画の内容を踏まえ、できる限りのサービスを提供した事業所（通常形態での通所サービス提供が困難であり、感染の未然に代替措置を取った場合（近隣自治体や近隣事業所・施設等で感染者が発生している場合又は感染拡大地域で新型コロナウイルス感染症が流行している場合（感染者が一定数継続して発生している状況等）に限る。））

（ウ）感染者が発生した介護サービス事業所・施設等（以下のいずれかに該当）の利

用者の受け入れや、当該事業所・施設等に応援職員の派遣を行う事業所・施設等
(※1～※4)

- ・(ア)の①又は③に該当する介護サービス事業所・施設等
- ・感染症の拡大防止の観点から必要があり、自主的に休業した介護サービス事業所

※1 介護施設等

介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、
介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護事業所（短期利用認知症対応型共同
生活介護を除く。）、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム及びサービ
ス付き高齢者向け住宅

※2 訪問系サービス

訪問介護事業所、訪問入浴介護事業所、訪問看護事業所、訪問リハビリテーション
事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、夜間対応型訪問介護事業所、小
規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所（訪問サービ
スに限る。）並びに居宅介護支援事業所、福祉用具貸与事業所（ア（ア）の事業を除く。）
及び居宅療養管理指導事業所

※3 短期入所系サービス

短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業
所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所（宿泊サービスに限る。）並びに認知症対
応型共同生活介護事業所（短期利用認知症対応型共同生活介護に限る。）

※4 通所系サービス事業所

通所介護事業所、地域密着型通所介護事業所、療養通所介護事業所、認知症対応型
通所介護事業所、通所リハビリテーション事業所、小規模多機能型居宅介護事業所及
び看護小規模多機能型居宅介護事業所（通いサービスに限る。）

※5 高齢者施設等

介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、
介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護事業所、養護老人ホーム、軽費老人
ホーム、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅、短期入所生活介護事業所、
短期入所療養介護事業所

イ 対象経費

令和3年4月1日以降に、新型コロナウイルス感染症への対応において発生した、通
常の介護サービスの提供では想定されないかかり増し費用（原則として、当該事業所が
ア（ア）から（ウ）の要件に該当することとなった日以降3か月以内に発注又は支払が

あつたものに限る。)

1-a. ア (ア) ①から③に該当する事業所・施設等

【緊急時の介護人材確保に係る費用】

①職員の感染等による人員不足に伴う介護人材の確保

緊急雇用に係る費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用、帰宅困難職員の宿泊費、連携機関との連携に係る旅費及び一定の要件に該当する自費検査費用（別添1のとおり。介護施設等に限る。）

②通所系サービスの代替サービス提供に伴う介護人材の確保

緊急雇用に係る費用、割増賃金・手当、職業紹介料及び損害賠償保険の加入費用

【職場環境の復旧・環境整備に係る費用】

③介護サービス事業所・施設等の消毒及び清掃費用

④感染性廃棄物の処理費用

⑤感染者又は濃厚接触者が発生して在庫の不足が見込まれる衛生用品の購入費用

⑥通所系サービスの代替サービス提供のための費用

代替場所の確保（使用料）、ヘルパー同行指導への謝金、代替場所や利用者宅への旅費、訪問サービス提供に必要な車及び自転車のリース費用及び通所できない利用者の安否確認等のためのタブレットのリース費用（通信費用を除く。）

※なお、②及び⑥については、代替サービス提供期間の分に限る。

-b. ア (ア) ④に該当する介護施設等

【緊急時の介護人材確保に係る費用】

職員の感染等による人員不足に伴う介護人材の確保

一定の要件に該当する自費検査費用（別添1のとおり。（介護施設等に限る。））

-c. ア (ア) ⑤に該当する高齢者施設等

【緊急時の介護人材確保に係る費用、職場環境の復旧・環境整備に係る費用】

感染対策等を行った上で施設内療養に要する費用（別添2のとおり。（高齢者施設等に限る。））

2. ア (イ) に該当する事業所

【緊急時の介護人材確保に係る費用】

⑦通所系サービスの代替サービス提供に伴う介護人材の確保

緊急雇用に係る費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用

【職場環境の復旧・環境整備に係る費用】

⑧通所系サービスの代替サービス提供のための費用

代替場所の確保（使用料）、ヘルパー同行指導への謝金、代替場所又は利用者宅への旅費、訪問サービス提供に必要な車又は自転車のリース費用、通所できな

い利用者の安否確認等のためのタブレットのリース費用（通信費用を除く。）
※なお、①、②については、代替サービス提供期間の分に限る。

3. ア（ウ）に該当する事業所・施設等

連携により緊急時の人材確保支援を行うための費用

- ・感染者が発生した事業所・施設等からの利用者の受け入れに伴う介護人材確保
- ・感染者が発生した事業所・施設等への介護人材の応援派遣
のための、緊急雇用に係る費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用、職員派遣に係る旅費・宿泊費

3 補助率

10分の10（ただし、別添3の補助基準単価を上限とする）

4 その他留意事項

- (1) 助成額については、別添3のとおりとする。なお、別添3に定める基準単価は年度単位で適用する。
- (2) 助成の申請手続
- ア 経費の助成を受けようとする介護サービス事業所・施設等の事業者は、当該事業所等の所在地の知事に対してその旨の申請を行う。
- イ 複数の介護サービス事業所等を有する事業者については、岐阜県内に所在する介護サービス事業所等について、一括して申請することができる。
- ウ 感染症の拡大を防ぐ観点から、申請方法は、申請書類の郵送を基本とする。
- (3) 経費の負担
- ア 本実施要綱により実施する事業については、地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）により、実施することとする。
- イ 介護報酬及び他の国庫補助金等で措置されているものは本事業の対象としないものとする。
- (4) 令和5年度において、令和4年度に発生したかかり増し費用を補助対象とすることを可能とする。この場合、別添3に定める基準単価は令和4年度の基準単価を適用することとする。

【別添1】

本実施要綱2イの対象経費に記載する経費のうち、「一定の要件に該当する自費検査費用」の取扱は、以下のとおりとする。

1 助成対象

高齢者は、症状が重症化しやすい者が多く、クラスターが発生した場合の影響が極めて大きいため、行政検査により、感染者が多数発覚している地域又はクラスターが発生している地域において、特に高齢者施設（施設系・居住系）については、感染者が一人も発生していない施設であっても、職員・入所者全員を対象に、いわば一斉・定期的な検査を実施することとされていることを踏まえて、以下の介護施設等を対象とする。

（対象施設等）

介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護事業所（短期利用認知症対応型共同生活介護を除く。）、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅

2 助成の内容及び要件

以下の要件に該当する自費での検査費用を助成対象とする。

1 の対象施設等において、

- ・濃厚接触者と同居する職員
 - ・発熱等の症状（※）を呈するが保健所等により経過観察を指示された職員
 - ・面会後に面会に来た家族が感染者又は濃厚接触者であることが判明した入所者
- などの者に対して施設等としては感染疑いがあると判断するが、保健所、受診・相談センター又は地域の医療機関の判断では行政検査の対象とはされず、個別に検査を実施する場合であって、以下の①及び②の要件に該当する場合とする。

※「症状」とは、新型コロナウイルス感染症の症状として見られる発熱、呼吸器症状、頭痛、全身倦怠感などの症状を指す。

①近隣自治体又は近隣施設等で感染者が発生した場合、又は感染拡大地域における施設等であること

②保健所、受診・相談センター又は地域の医療機関に行政検査としての検査を依頼したが対象にならないと判断された場合に、施設等の判断で実施した自費検査であること。

※なお、②については、自費検査を行った施設等において行政検査の対象とならなかつた経緯を記載した理由書を作成し本事業の申請書と併せて県に提出すること

と。県は必要に応じ保健所等に理由書の内容を確認する。

※なお、感染者が確認された場合には、その後の検査は行政検査で行われることから、本事業の対象とはならない。

3 助成の上限額

一人1回あたりの補助上限額は2万円を限度とする。（ただし、別添3の補助単価の範囲内）

4 その他

職員又は利用者の個別の状況及び事情にかかわらず、事業者の判断で実施される定期的な検査及び一斉検査は対象外とする。

【別添2】

本実施要綱2イの対象経費に記載する経費のうち、「感染対策等を行った上で施設内療養に要する費用」の取扱は、以下のとおりとする。

1 助成対象

- 高齢者施設等において新型コロナウイルス感染症に利用者が罹患した場合に、
 - ・病床ひつ迫等により、やむを得ず施設内療養することとなり、
 - ・保健所の指示等に基づき、施設内療養時の対応の手引きを参考に、感染対策の徹底、療養の質及び体制の確保等を実施した、高齢者施設等を対象とする。

(対象事業所・施設)

介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護事業所、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、短期入所生活介護事業所及び短期入所療養介護事業所

2 助成の内容及び要件

施設内療養を行う場合に発生する、通常のサービス提供では想定されない、

- ① 必要な感染予防策を講じた上でサービス提供
- ② ザーニング（区域をわける）の実施
- ③ コホーティング（隔離）の実施、担当職員を分ける等の勤務調整
- ④ 状態の急変に備えた・日常的な入所者の健康観察
- ⑤ 症状に変化があった場合等の保健所等への連絡・報告フローの確認

等を、必要な体制を確保しつつ行うことに伴う追加的な手間について、療養者毎に要するかかり増し費用とみなし、助成対象とする。

1の対象事業所・施設であって、以下の(1)及び(2)の要件に該当する場合とする。

- (1) 保健所に入所者の入院を依頼したが、病床ひつ迫等により、保健所等から入所継続の指示があった場合など、やむを得ず施設内療養することとなった高齢者施設等であること。
- (2) 保健所の指示等に基づき、必要な体制を確保しつつ、施設内療養時の対応の手引きを参考に、①～⑤を実施した高齢者施設等であること。

※なお、(1)及び(2)については、参考のチェックリストに記載し、本事業の申請書と併せて県に提出すること。県は必要に応じ保健所等に確認する。

また、上記①～⑤に加え、以下の⑥⑦いずれも満たす日は療養者毎に要するかかり増し費用について追加で補助を行う。

- ⑥ 令和4年1月21日以降において、1の対象事業所・施設が所在する区域が緊急事態措置又はまん延防止等重点措置（以下「緊急事態措置等」という。）を実施すべき区域とされていること。（※）

※令和4年3月21日に当区域から除外された後においても、令和4年4月7日までは⑥の要件を満たすものとする。また、令和4年4月8日から令和5年3月末までは、当区域以外の区域においても⑥の要件を満たすものとする。

- ⑦ 小規模施設等（定員29人以下）にあっては施設内療養者が同日に2人以上、大規模施設等（定員30人以上）にあっては施設内療養者が同日に5人以上いること。

※別添2でいう「施設内療養者」は、令和4年9月30日までに発症した者については、発症後15日以内の者とする。令和4年10月1日以降に発症した者については、発症日から起算して10日以内の者（発症日を含めて10日間）とする。ただし、発症日から10日間経過しても、症状軽快*後72時間経過していないために、基本となる療養解除基準（発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快*後72時間経過）を満たさない者については、当該基準を満たす日まで「施設内療養者」であるものとする（ただし、発症日から起算して15日目までを上限とする）。なお、いずれの場合も、途中で入院した場合は、発症日から入院日までの間に限り「施設内療養者」とする。

* 無症状者患者（無症状病原体保有者）について、陽性確定に係る検体採取日が令和5年1月1日以降の場合は、当該検体採取日から起算して7日以内の者（当該検体採取日を含めて7日間）を「施設内療養者」とする。なお、陽性確定に係る検体採取日が令和4年12月末日までの場合は、当該検体採取日を発症日として取り扱って差し支えない。

* 症状軽快とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることとする。

3 助成の上限額

- 令和4年9月30日までに施設内療養者となった者

施設内療養者一人あたり15万円とする。ただし、15日以内に入院した場合は、発症日から入院までの施設内での療養日数に応じ、一人あたり一日1万円を補助する。

また、2の⑥⑦の要件を満たす場合は、施設内療養者一人あたり一日1万円を追加補助する（一人あたり最大15万円を追加補助。）。

- 令和4年10月1日以降に施設内療養者となった者

施設内療養者一人あたり一日1万円を補助する（一人あたり最大15万円を補助。）。

また、2の⑥⑦の要件を満たす場合は、施設内療養者一人あたり一日1万円を追加補助する（一人あたり最大15万円を追加補助。）。

なお、補助額は別添3の補助単価の範囲内とし、追加補助については、小規模施設等は1施設あたり200万円、大規模施設等は1施設あたり500万円を限度額とする。

4 その他

本助成は、本実施要綱2イの対象経費の「1—a.ア（ア）①から③に該当する事業所・施設等」への対象経費とあわせての助成が可能である。